

第3節 環境に配慮した土地利用の推進

1 環境に配慮した土地利用の推進

土地の自然環境の特性を反映した望ましい土地利用が図られるよう、その方向を示します。

また、望ましい土地利用が図られるような規制・誘導策、開発事業等の調整、必要情報の提供などを進めます。

<現況>

本市には、琵琶湖国定公園(昭和25年指定)、三上・田上・信楽県立自然公園(昭和44年指定)及び朽木・葛川県立自然公園(昭和46年指定)の3つの地域指定があります。

ア 琵琶湖国定公園 (95,958 h a)

比叡山系・音羽山系の山々を中心に琵琶湖、瀬田川及びその両岸の一部がその範囲で、山々と琵琶湖の美しい自然の景観と比叡山のような歴史的環境に恵まれた公園です。

イ 三上・田上・信楽県立自然公園 (18,177 h a)

湖南アルプスとよばれる田上山地のゆるやかな山並みを中心に構成された自然公園で、ほとんどが花崗岩質であり風化が著しく、アカマツを中心とした植生とで美しい景観を形成しています。

ウ 老木・葛川県立自然公園 (14,342 h a)

安曇川源流の渓谷と後背地の山々とで構成される景勝地。花折断層といわれる地形上注目すべき断層が横たわっており、山が深く一部に残る天然林は野生動物の良好な生息環境となっています。また、この地域は、スギ、ヒノキを中心に良質の木材の産地です。

<実施事業等>

(1) 自然環境の特性を配慮した土地利用の推進

風致地区の位置

ア 風致地区の指定

図2

都市計画法第8条に基づき、都市の良好な風致を維持するため、市内には12の風致地区が設けられています。風致地区等の地域地区制度を活用することにより、自然環境の特性に配慮した土地利用の推進を図っています。

平成20年度に実施した事業等は次のとおりです。

- 風致の保全を図るため、風致地区内における建築等の規制に関して、74件の協議、許可申請等を受け、審査・許可業務を行いました。⁽³¹⁾

イ 保安林の指定

森林は、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全・創出などの重要な役割を果たしています。このような森林を保安林と位置付け、伐採の制限等必要な管理を行っています。⁽¹⁹⁾

(2) 開発事業等の計画の早い段階からの環境配慮システムの整備

ア 大津市開発事業指導要綱に基づく良好な環境づくり

大津市のすぐれた自然環境を生かし、市民生活における良好な環境を確保し、調和の取れた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、「大津市開発事業指導要綱」を定め、環境保全、騒音、振動、粉じんの対策、水質汚濁対策、土壤汚染対策、電波障害対策、日照対策、文化財保護等について必要な措置を求めています。

イ 特定事業等における環境配慮指針に基づく事前協議

人々の生産活動や事業活動はそれを取り巻く環境(自然環境、生活環境など)に何らかの影響を与えることになります。「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」では、これら事業活動のうち一定の要件を満たすものを特定事業(開発事業、生活環境影響事業及び中高層建築物の建設事業)、又は大規模建設等事業として定め、事前協議制度などを通じて、事業者に環境への配慮を求めるとともに公害防止に努めるよう指導しています。

これらの指導について、事業者が事業計画の早い段階から環境への自主的、積極的な配慮を行い、環境への負荷低減と公害防止に努めるための指針として、環境配慮指針【特定事業等編】を策定しています。平成 20 年度には、24 件の生活環境影響事業に関する事前協議と、3 件の大規模建設等事業を受け付け、環境に対する配慮を指導しました。⁽²²⁾

特定事業等における環境配慮指針

